

No. 10 町道の整備について（令和元年 12 月受付）

内容	大多喜町の土地を購入、家を新築し 2 年半がたちました。人が生活をする為には当然道路を使わなければなりません。町では 2 軒家が建たなければ道路の工事をしないと聞いたのですが、先に住んだ人はどうなるのでしょうか？宅配サービス、新聞屋、電気、ガス、水道、浄化槽点検、清掃等、さまざま…。皆車で来るしか方法がないでしょう。個人で出来るだけ何とかしようと一生懸命、砂利等を入れたりしましたが、何分共に畑の土が流れ出し、アッと言う間にどろどろになります。畑の土止めをしてくれるでもなく、個人でやるには限界があります。先の見通しを知りたいです。
回答	現在町の道路管理については、町道に認定している道路は町が管理し、町道以外の道路については、受益者等に維持管理をしていただいております。 ご要望のありました道路については、町道に認定されておらず、受益者等関係者の方々に維持管理をしていただく道路となっております。 要望書に書かれているとおり、町道として認定するには、道路幅員が 3.0m 以上で住家が 2 戸以上あることが必要です。現地を確認させていただいたところ、現状では、住家が 1 戸であるため町道として認定することは難しく、現在と同様に受益者の方々に管理をお願いすることとなります。 しかし、本路線には住家のほか農地等が隣接していることから、農地を所有している方々からも材料支給（砕石等）の要望をいただき、区からその要望書をいただく形であれば、他課の助成制度と合わせて検討することが可能であると考えます。 なお、資材支給については、維持管理に要する資材の 8 割を町が負担

	し2割を区又は関係者の方に負担いただくこととなり、さらに工事の施工については、区又は関係者の方に実施していただくことになります。
--	---

	以上のことをご承知いただき、一度、地元区長へご相談いただきますようお願いいたします。なお、ご連絡をいただければ、本件について、町からも区長に進言させていただきます。
--	---